

北杜市農業機械貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、北杜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成16年北杜市条例第70号）第7条に基づき、有機農業者団体に対し農業機械を貸出すことにより、農業生産に由来する環境への負荷を低減し、自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を増進するための有機農業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業機械 水稲用自動抑草ロボットをいう。
- (2) 有機農業 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。
- (3) 有機農業者団体 市内で有機農業に取り組む2戸以上の農業者で組織される団体をいう。

(貸出対象者)

第3条 農業機械の貸出しを受けることができる者（以下「貸出対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 有機農業者団体に属するすべての農業者が、本市が備える住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 有機農業者団体に属するすべての農業者が、市内の農地において有機農業により農作物を栽培していること。

(貸出の台数及び回数)

第4条 農業機械の貸出しについて、同一の貸出対象者が貸出しを受けることができる台数は1台とし、回数は1団体当たり原則2回までとする。ただし、市長が特に必要であると認めたときは、この限りでない。

(貸出申請)

第5条 農業機械の貸出しを受けようとする貸出対象者（以下「申請者」という。）は、北杜市農業機械貸出申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 組織する団体の構成員が分かる書類
- (2) 農業機械を使用する場所が分かる図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

(貸出決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査

し、農業機械を貸し出すべきものと認めたときは、北杜市農業機械貸出決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

（変更の承認）

第7条 農業機械の貸出決定を受けた者（以下「貸出決定者」という。）は、使用場所、農業機械運転責任者の住所等及び貸出期間を変更しようとするときは、北杜市農業機械貸出変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市農業機械貸出変更決定通知書（様式第4号）により、貸出決定者に通知するものとする。

（費用負担等）

第8条 農業機械の貸出しは無料とする。ただし、貸出期間中における農業機械に関する一切の費用は、貸出決定者の負担とする。

2 貸出決定者が、その責に帰すべき事由により、農業機械の返還ができないときは、農業機械の取得価格を限度として、これを弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

（遵守事項）

第9条 貸出決定者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 決定を受けた目的以外に利用してはならない。

（2） 農業機械を善良な管理のもとに使用し、第三者に譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供してはならない。

（3） 農業機械を必要としなくなった場合は、速やかに返還しなければならない。

（4） 農業機械を亡失したとき又は農業機械が損傷若しくは故障したときは、速やかに北杜市農業機械毀損等報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、及びその状況を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

ア 毀損等の状況が分かる写真

イ その他市長が必要と認める書類

（5） 農業機械を使用した際は、運転者等の記録を、北杜市農業機械運転日報（様式第6号）に記入し、市長に提出しなければならない。

（貸出決定の取消し）

第10条 市長は、貸出決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出決定を取り消すことができる。

（1） 前条に規定する遵守事項に違反したとき。

（2） 農業機械の管理上に不備があるとき。

（3） 公益上の必要が生じたとき。

(4) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の貸出決定の取消しによって貸出決定者に損害が生じても、その責めを負わない。

(農業機械の返還)

第11条 貸出決定者は、農業機械を返還するときは、北杜市農業機械返還届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、貸出決定者に対し、報告を求め、又は関係職員を派遣し調査させることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。